

5 障害者が自立して生活できるよう支援する

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

障害者支援係の相談・指導件数 平成26年度

| 種別 | 総合福祉事務所 | | | |
|--------------|---------|--------|--------|--------|
| | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 大泉 |
| 身体障害者手帳交付 | 2,722 | 2,691 | 2,603 | 1,564 |
| 自立支援医療(更生医療) | 1,260 | 805 | 907 | 745 |
| 補装具交付 | 798 | 1,252 | 1,255 | 875 |
| 職業 | 24 | 15 | 30 | 69 |
| 施設入所および紹介 | 720 | 663 | 499 | 689 |
| 医療保健 | 933 | 1,897 | 1,277 | 936 |
| 在宅・生活 | 7,894 | 8,092 | 9,035 | 11,489 |
| 無料乗車券 | 831 | 841 | 846 | 536 |
| その他 | 411 | 407 | 320 | 380 |
| 小計 | 15,593 | 16,663 | 16,772 | 17,283 |
| 合計 | 66,311 | | | |

知的障害者担当係の相談・指導件数 平成26年度

| 種別 | 総合福祉事務所 | | | |
|-------------|---------|-------|-------|-------|
| | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 大泉 |
| 施設入所 | 241 | 453 | 362 | 503 |
| 職親(しよくおや)委託 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 職業 | 30 | 53 | 14 | 10 |
| 医療保健 | 0 | 55 | 1 | 14 |
| 生活 | 39 | 118 | 45 | 216 |
| 教育 | 0 | 8 | 9 | 5 |
| その他 | 746 | 2,248 | 3,018 | 1,866 |
| 小計 | 1,056 | 2,936 | 3,449 | 2,614 |
| 合計 | 10,055 | | | |

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、日中の活動、各種講座やプログラム、地域との交流を通じた障害理解の促進などの事業を行っている。

障害者地域生活支援センターの相談件数 平成26年度

| 種別 施設 | サービス 利用 | 障害状況 の悩み | 就 労 | 社会生活 | その他 |
|----------|------------|-------------|-------|-------|-------|
| | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| きらら | 3,227 | 5,649 | 250 | 1,445 | 138 |
| すてっぷ | 1,506 | 1,462 | 121 | 829 | 65 |
| ういんぐ | 8,807 | 6,477 | 478 | 1,251 | 672 |
| さくら | 3,852 | 2,464 | 565 | 4,867 | 211 |
| 小計 | 17,392 | 16,052 | 1,414 | 8,392 | 1,086 |
| 合計 | 44,336 | | | | |

3 障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の予防および早期発見、被虐待者の迅速かつ適切な保護および自立のための支援等を行うため、障害者虐待防止センターを設置している。障害者虐待防止センターでは、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

身体障害者手帳所持者数

各年3月31日現在

| 年次 | 身 体 障 害 者 | | | | | 合 計 |
|------|------------|--------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| | 視覚障害 | 聴覚機能 平衡障害 | 音声言語 障 害 | 内部障害 | 肢体不自由 | |
| 平成23 | 1,415 (20) | 1,649 (103) | 236 (3) | 5,871 (80) | 9,686 (243) | 18,857 (449) |
| 24 | 1,408 (23) | 1,689 (97) | 238 (2) | 5,929 (85) | 9,703 (246) | 18,967 (453) |
| 25 | 1,520 (28) | 1,731 (106) | 242 (2) | 6,161 (89) | 9,822 (267) | 19,476 (492) |
| 26 | 1,435 (28) | 1,750 (108) | 248 (1) | 6,363 (95) | 9,998 (253) | 19,794 (485) |
| 27 | 1,410 (27) | 1,791 (101) | 238 (1) | 6,387 (93) | 9,886 (244) | 19,712 (466) |

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

知的障害者（児）愛の手帳所持者数

各年3月31日現在

| 年次 | 知 的 障 害 者 | | | | 合 計 |
|------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | |
| 平成23 | 141 (15) | 1,053 (260) | 990 (230) | 1,613 (488) | 3,797 (993) |
| 24 | 145 (16) | 1,081 (262) | 1,000 (226) | 1,691 (501) | 3,917 (1,005) |
| 25 | 150 (23) | 1,115 (272) | 1,018 (211) | 1,767 (501) | 4,050 (1,007) |
| 26 | 163 (29) | 1,152 (278) | 1,041 (220) | 1,872 (514) | 4,228 (1,041) |
| 27 | 167 (31) | 1,181 (271) | 1,063 (231) | 1,958 (516) | 4,369 (1,049) |

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

知的障害者（児）処遇状況

平成27年3月31日現在

| 総合 福祉 事務所 | 種別 | | | | 計 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------|
| | 障 害 児 施設入所 | 障 害 者 施設入所 | 障 害 者 施設通所 | そ の 他 (居宅等) | |
| 練 馬 | 0 | 76 | 185 | 584 | 845 |
| 光が丘 | 4 | 109 | 329 | 771 | 1,213 |
| 石神井 | 17 | 93 | 378 | 829 | 1,317 |
| 大 泉 | 15 | 84 | 285 | 610 | 994 |
| 合 計 | 36 | 362 | 1,177 | 2,794 | 4,369 |

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

平成18年に、身体障害・知的障害・精神障害等の種別にかかわらず支援の必要度に合わせたサービスが利用できるよう障害者自立支援法が施行された。

24年4月の改正では、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が図られた。

24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、障害者自立支援法が「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）となり、25年4月から施行された。この改正により、障害者（児）の範囲に新たに難病患者等が追加され、障害福祉サービスの対象となった。

また、26年4月からは、重度訪問介護の対象拡大、障害程度区分から障害支援区分への変更等が行われた。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障

害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害含む。）があると判定された方、難病患者等。

2 障害支援区分認定

障害者総合支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、申請をし、障害支援区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状態についての80項目のアセスメントおよび医師意見書の一部を基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害支援区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

障害支援区分の判定状況 平成26年度

| | 判定区分 | | | | | | | 計 |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | |
| 身体障害者 | 0 | 7 | 52 | 65 | 36 | 52 | 181 | 393 |
| 知的障害者 | 0 | 2 | 40 | 63 | 131 | 162 | 226 | 624 |
| 精神障害者 | 0 | 13 | 141 | 28 | 12 | 1 | 0 | 195 |
| 難病患者等 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | 0 | 22 | 234 | 158 | 179 | 215 | 407 | 1,215 |

●障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

また、児童福祉法による給付として、障害児通所支援事業等がある。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

平成26年度

| 区分 | 内容 | 延べ人数 |
|----------|-------------|---------|
| 介護給付 | 居宅介護（身体・家事） | 9,974人 |
| | 重度訪問介護 | 1,206人 |
| | 行動援護 | 59人 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0人 |
| | 同行援護 | 2,332人 |
| | 短期入所 | 2,572人 |
| | 療養介護 | 842人 |
| | 生活介護 | 11,998人 |
| | 施設入所支援 | 5,271人 |
| 共同生活介護 | 239人 | |
| 訓練等給付 | 自立訓練 | 850人 |
| | 就労移行支援 | 2,092人 |
| | 就労継続支援 | 13,208人 |
| | 共同生活援助 | 5,205人 |
| 地域相談支援給付 | 地域移行支援 | 51人 |
| | 地域定着支援 | 1人 |
| 計画相談支援給付 | 計画相談支援 | 2,059人 |

注：共同生活介護と共同生活援助は、平成26年4月に、共同生活援助に一元化された。

(2) 自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化されている。精神通院部分は都、育成医療、更生医療部分は区が行っている。平成26年度の給付状況は、更生医療延べ5,659件であった。

(3) 補装具

障害の種別、程度に応じて、車椅子、義足、盲人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。26年度の支給状況は購入842件、修理723件、計1,565件であった。

2 地域生活支援事業

障害者（児）が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。26年度の派遣回数、手話通訳3,000件、要約筆記340件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる。26年度の日常生活用具の給付は10,754件、住宅設備改善費給付は20件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。26年度は延べ10,290人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が4か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行う（介護保険対象者を除く。）。26年度の利用者は延べ857人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。26年度の利用者は延べ1,777人であった。

3 障害児通所支援事業等

児童福祉法に基づき、障害児が、身近な地域で支援を受けながら、地域生活が営めるよう支援を行う。障

害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援で構成され、その他に、障害児相談支援給付がある。26年度の利用者は、児童発達支援延べ5,627人、医療型児童発達支援延べ12人、放課後等デイサービス延べ6,147人、障害児相談支援延べ735人であった。なお、保育所等訪問支援の給付はなかった。

●障害福祉サービス事業者集団指導

障害福祉サービスの種別ごとに事業者を一定の場所に集めて講義等を実施した。サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、人員、設備、運営の基準および費用の請求等に関して説明し、平成26年度は4回実施、参加者は133人であった。

●障害者総合支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

心身障害者（児）の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。平成26年度は延べ2,213回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。27年3月31日現在の対象者は77人で、26年度は延べ14,101回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。26年度は延べ4,052人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を1人年6枚を限度に交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。26年度の利用者は、延べ428人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。26年度の交付人数は、4,899人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する方を対象に予約料および迎車料を区が負担している。26年度の運行回数は27,474回である。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。27年3月31日現在の受給者は1,509人である。なお、年齢、所得による

対象制限がある。

8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する（社会福祉協議会運営）。26年度は延べ1,017件の利用があった。

9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器早期装用による言語習得やコミュニケーション能力等の向上を目的として、補聴器の購入費用の一部を助成している。26年度の助成件数は17件であった。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者総合支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

練馬区障害者計画懇談会および障害者地域自立支援協議会の意見と、障害者団体等へのヒアリング結果および区民意見反映制度等を踏まえ、平成27年3月に練馬区障害者計画（平成27年度～平成31年度）・第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定した。練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画では、「障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化」など、重点施策を定め、障害者施策の充実に取り組むこととした。なお、この計画は「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とする個別計画である。

●福祉園

区立7福祉園は、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施している。また、平成26年6月には、田柄福祉園が区内初の民設民営の福祉園として開園した。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。27年3月31日現在、大泉町54人、氷川台52人、関町36人、光が丘37人、石神井町25人、大泉学園町68人、貫井38人、田柄21人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害者の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受入れを行っている。定員は、氷川台福祉園は1日当たり9人、大泉学園町福祉園は1日当たり5人。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などでの就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働く場を提供するために、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。平成27年3月31日現在、白百合33人、かたくり57人、大泉62人、北町43人が利用している。

作業内容と年間売上金額
[白百合福祉作業所]

平成26年度

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|-------|-----------|
| | 円 |
| 紙器組立等 | 2,510,398 |
| 公園清掃等 | 429,196 |
| 古紙回収等 | 266,825 |
| 自主生産等 | 972,004 |
| 合計 | 4,178,423 |

[かたくり福祉作業所]

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|---------|-----------|
| | 円 |
| 雑誌付録封入等 | 4,625,881 |
| 日用品組立等 | 1,420,972 |
| 公園清掃等 | 311,260 |
| 自主生産等 | 938,392 |
| 合計 | 7,296,505 |

[大泉福祉作業所]

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|----------|-----------|
| | 円 |
| 紙器組立等 | 202,649 |
| チラシ折・封入等 | 2,059,367 |
| 公園清掃等 | 477,152 |
| 自主生産等 | 3,803,132 |
| 合計 | 6,542,300 |

[北町福祉作業所]

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|-------------|-----------|
| | 円 |
| 紙器組立等 | 3,107,081 |
| 公園・アパート等の清掃 | 1,122,852 |
| ポスティング等 | 387,210 |
| 自主生産等 | 2,236,475 |
| 合計 | 6,853,618 |

※売上金額から諸経費を差し引いた金額が利用者の工賃になる。

●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練の場のほか、入浴・給食・送迎サービスなどを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

心身に障害のある成人を対象に、相談や支援を行っている。また、講習会・教室および障害者団体等への施設の貸出しを行っている。

1 相談

高次脳機能障害等の中途障害者の相談に応じている。また、補聴器等の「きこえ」に関する相談も行っている。

2 通所事業

(1) 成人通所事業

18歳以上の特別支援学校卒業生等を対象に、創作的活動、趣味・余暇活動、生活経験を豊かにする活動、自立生活プログラム等を通して、社会生活能力の向上を目指した日中活動支援を行っている。

(2) 中途障害者通所事業

心身障害者福祉センターの一部を改修し、平成25年10月から中途障害者通所事業を開始した。高次脳機能障害等の中途障害者の社会復帰や地域生活の充実を図るため、自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

心身障害者福祉センターの相談・通所事業・施設提供 平成26年度

| 区 分 | 延べ人数 |
|-------------------|--------|
| | 人 |
| 相 談 | 133 |
| 成 人 通 所 事 業 | 1,295 |
| 中 途 障 害 者 通 所 事 業 | 1,682 |
| 施 設 提 供 | 27,063 |

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

知的障害者で就労または就労継続支援事業者等に通所している方に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また障害者（児）の短期入所および日中の預かり、見守り等の支援を行っている。

| 施設名 | 内 容 | 定 員 |
|--------|------------------------------|----------------|
| しらゆり荘 | グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業 | 8人 6人（宿泊4人） |
| 大泉つつじ荘 | グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業 | 8人 6人（宿泊4人） |

●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成26年度末現在、定員は343人である。

●こども発達支援センター

こども発達支援センターは、旧光が丘第五小学校を改修して平成25年1月21日に開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して発達に心配のある児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。これまで心身障害者福祉センターで実施してきた事業を移管したものであり、対象を18歳まで拡大するなど事業の拡充を図った。

1 相談

発達に心配のある児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に、療育指導を行う0歳児超早期支援を行っている。

3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取り組みを行う。また障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

こども発達支援センターの相談・訓練・施設提供

平成26年度

| 区 分 | 延べ人数 |
|---------|------------|
| 専 門 相 談 | 人 4,429 |
| 通 所 訓 練 | 7,904 |
| 施 設 提 供 | 13,748 |

(3) 障害者の就労を促進する

●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進するために、平成2年11月に設立された。障害者総合支援法により、障害者への就労支援の取組強化が求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増を目指している。

組織の強化を図るため、25年4月1日付で公益財団法人の認定を受けた。

1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、26年度の対象者は390人、支援の件数は延べ6,972件であった。

2 就労相談事業

来訪や電話等による職業相談を行い、26年度は延べ1,496件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、26年度は50人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

26年度はネットワーク会議を12回、講演会を3回、企業見学会を3回実施した。このほか、就労している障害者を対象とした余暇支援として、交流会を2回実施した。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、26年度は就労支援セミナーを4回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所を4か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。平成26年度の就労の状況は、貫井福祉工房が4人、北町福祉作業所が1人、大泉福祉作業所が2人である。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面ストレス社会でもある。心の健康を保つためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することが、重症化を予防するためにとっても重要である。また、周囲にいる家族等が本人の変化を感じた時に、気軽に相談できることも重要である。

各保健相談所では、保健師等による家庭訪問、面接相談、電話相談を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。また、心の病の理解を広めるために、治療に当たっている医師やケースワーカー等の講演会を開催し啓発活動を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、大人の発達障害に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成26年度は延べ36,859人の相談を受けた。

そのうち、社会復帰に関する相談・支援は延べ3,245人であった。就労準備のための支援として、社会適応訓練事業の利用や民間の通所施設等の紹介など関係機関と連携を図りながら実施している。

医療費については、精神疾患を理由として通院してい

る方に対し、「自立支援医療(精神通院)」による助成制度があり、保健所等でその申請を受け付けている。27年3月31日現在の利用者は10,715人であった。また、小児精神病(入院)医療費の助成制度による医療券交付件数は、26年度は12件であった。

精神障害者への各種優遇措置等、福祉の向上のための制度としては、「精神障害者保健福祉手帳」の交付があり、27年3月31日現在の手帳所持者は、5,164人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室(洋室、和室)・視聴覚室・調理室などがあり、平成26年度の利用状況は、団体利用が延べ2,839団体、27,568人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎1階の喫茶コーナー「我夢舎楽(がむしゃら)」は、障害者の方々が地域の人達とのふれあいや、社会参加の場として自ら運営を行っている。平成26年度の販売枚数は34,689枚であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病(129疾病)の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規 ②本人の所得(20歳未満は保護者の所得)が制限基準額を超える方 ③児童育成手当(障害手当)受給者 ④施設入所者等は該当しない。平成27年3月31日現在の受給者は10,620人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。27年3月31日現在の受給者は540人である。

3 国の特別障害者手当等

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者(特別障害者手当の場合)および障害を理由とする公的年金等受給者(障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合)は、該当しない。

26年度は、特別障害者手当月額26,000円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,140円を年4回に分

けて支給した。27年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当682人、障害児福祉手当251人、経過的福祉手当15人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度を行っている。27年3月31日現在の加入者は29人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、区は保険診療の自己負担分(ただし、高額療養費として支給される額を除く。)の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。27年3月31日現在の対象者は5,404人である。

●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成26年度は、納涼会や施設公開等の催しを48回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●講習会・教室

ボランティア育成を目的とした手話講習会(初級、中級、上級、通訳養成)、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティアを対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。(合計実施回数471回)

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。平成26年度は、地域活躍者1人、援護功労9人の表彰を行った。